福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書①

第７号様式（第９条第１項第３号）

（施設名：　　　　　　　　　　　　）

この「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書①」は、横浜市内での福祉サービス第三者評価の制度推進を図るため、受審施設の意見等を伺うものです。

いただいた意見等は、横浜市内での福祉サービス第三者評価推進のための参考とさせていただきます。

意見等の提出にあたっては、利用者、利用者家族、貴施設の職員等の個人が特定されないようお願いいたします。

　なお、提出いただいた意見等により、補助金の交付決定が取消しになることはありませんので、率直なご意見をお寄せください。

１　福祉サービス第三者評価を受審したきっかけについて

　(1) 受審したきっかけに○をつけてください（複数回答可）

　　ア　サービス向上のための気づきを得たい

　　イ　職員の意識改革を図りたい

　　ウ　利用者及び利用者家族の考え方を知りたい

　　エ　会社・法人などからの指示

　　オ　横浜市の受審料助成があった

２　福祉サービス第三者評価を受審した効果について

　(1) 受審により、管理職員の意識や行動に変化はありましたか。

また、それはどのような点ですか。

ア　大きく変わった

　　イ　変わった

　　ウ　あまり変わらなかった

　　エ　変わらなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(2) 受審により、一般職員の意識・行動に変化はありましたか。

また、それはどのような点ですか。

ア　大きく変わった

　 イ　変わった

　 ウ　あまり変わらなかった

　 エ　変わらなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(3) 評価結果を受けて、これまで気づいていなかった施設の強み・課題などへの気づきはありましたか。

また、それはどのような点ですか。

ア　大いにあった

　　イ　多少あった

　　ウ　あまりなかった

　　エ　なかった

（強み）

（課題）

　(4) 受審後、評価結果を踏まえて新たに始める取組はありますか。

また、それはどのような取組ですか。

　　ア　複数の取組を始める（始めた）

　　イ　１つの取組を始める（始めた）

　　ウ　新たに始める取組はない

（具体的な内容をご記入ください）

　(5) （(4)でア・イと回答した場合のみ）評価結果や受審後の取組について、利用者からの意見はありましたか。

また、それはどのようなものでしたか。

　　ア　多くの利用者からの意見があった

　　イ　数人の利用者からの意見があった

　　ウ　利用者からの意見はなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(6) 評価結果や受審後の取組について、利用者家族からの意見はありましたか。

また、それはどのようなものでしたか。

　　ア　多くの利用者家族からの意見があった

　　イ　数人の利用者家族からの意見があった

　　ウ　利用者家族からの意見はなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(7) 受審したことや評価結果について何らかの広報を行いましたか。

　　ア　広報を行った

インターネット

広報紙

掲示板等への掲示

説明会

その他（具体的に：　　　　　　　　　）

　　イ　広報は行わなかった

　(8) （受審したことについて広報を行った施設のみ）広報を行ったことに対して、外部からの問合せなどはありましたか。

　　ア　あった

（具体的な内容をご記入ください）

　　イ　なかった

　　３　評価基準に対するご意見

　(1) 評価項目は、調査を受けるうえで分かりやすかったですか。

また、それはどのような点ですか。

　　ア　分かりやすかった

　　イ　まあまあ分かりやすかった

　　ウ　少し分かりづらかった

　　エ　分かりづらかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(2) 評価項目は、自己評価を行ううえで分かりやすかったですか。

また、それはどのような点ですか。

　　ア　分かりやすかった

　　イ　まあまあ分かりやすかった

　　ウ　少し分かりづらかった

　　エ　分かりづらかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(3) 追加した方がよいと思う評価項目や観点があれば記入してください。

　(4) 利用者調査はどの方式で行いましたか（複数回答可）

　　ア　利用者本人への聞き取り方式

　　イ　利用者本人へのアンケート方式

　　ウ　利用者家族への聞き取り方式

　　エ　利用者家族へのアンケート方式

　　オ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　(5) 利用者調査の方法について何かご意見があれば記入してください。

　(6) その他、評価基準全般についてご意見があれば記入してください。

　ご回答いただきありがとうございました。

　今後、評価終了から概ね６か月後に、再度、意見等提出書を送付いたしますのでご回答いただきますようお願いいたします。